

食品関連事業者のみなさまへ

# 「山形県食品適正表示推進者養成講習会」開催のお知らせ

## ◆ 「食品適正表示推進者」とは？ ◆

食品表示に関する知識を有し、適正表示を推進する方です。県では、各食品関連事業所へ食品適正表示推進者を設置していただくことを推奨しています。

指定団体である山形県食品衛生協会が開催する本講習会を受講した方を食品適正表示推進者とし、受講後に食品適正表示推進者証を交付します。

### 【村山会場】

平成30年10月30日（火） 9:30~15:00

山形市総合スポーツセンター 大会議室

※申込締切日：10月16日（火）

### 【庄内会場】

平成30年11月20日（火） 9:30~15:00

庄内町文化創造館響ホール 小ホール

※申込締切日：11月6日（火）

### 【講習会について】

- 県の職員が、食品表示に関する各法令（食品表示法、景品表示法、計量法等）や表示の具体例（表示方法、注意点等）について説明します。
- 「生鮮食品」、「加工食品」、「生鮮・加工食品」、「再講習」の4区分を設定しています。受講を希望する区分を選んでお申し込みください。

### 【お申し込みについて】

- 受講をご希望の方は、受講申込書に受講料を添えて、各地区食品衛生協会または山形県食品衛生協会へ申し込んでください。

※ 詳しくは各地区食品衛生協議会に備えている開催要領をご覧ください。

**ご存知ですか？「食品表示法」  
表示の変更が必要な場合があります。  
ご確認ください！**

平成27年に食品表示法が施行され、食品表示のルールが一部、新しくなりました。

**加工食品・添加物は平成32年3月31日までに新しいルールによる表示に切り替えることが必要です。**

本講習では、新しい食品表示制度や表示のルールの変更点等についても説明します。